

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月三日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

大阪府高槻市芥川町一丁目一〇番二三号

清算人 弁護士 橋本 匡弘 同得寺

連絡先 大阪府中央区本町三丁目五番七号

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和八年五月二十八日、徳島県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

徳島県徳島市東吉野町二丁目四番地

渭北渭東土地改良区

代表清算人 岸 忠夫

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月四日高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

香川県坂出市久米町一丁目一四番一四号

坂出商工会館3階坂入法律事務所

宗教法人原照寺

清算人 坂入 誠

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年六月二日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

仙台市泉区北高森一七番地の二

医療法人深見クリニク

清算人 深見 健一

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月二十九日開催の責任役員会決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

愛知県知立市来迎寺町古城二九番地

宗教法人源心寺

清算人 竹本 有基

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年五月十二日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

大阪府八尾市小阪合町二丁目三番七号

宗教法人末廣教会

清算人 弁護士 浅井 佑太

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年五月十一日山口地方裁判所岩国支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月九日

山口県岩国市周東町祖生五八八三番地

宗教法人安性院

清算人 弁護士 林 貴士

令和七年度決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
(単位:円)

資産の部 四七、七一五、八二五
負債及び正味財産の部 四、二五五、五九四
正味財産の部 四三、四六〇、二三一
負債及び正味財産の部 四七、七一五、八二五

令和八年五月二十九日
岩手県盛岡市みたけ五丁目一七番一七号
特定非営利活動法人みたけ弥勒クラブ
理事 山田 明夫

第二十五期決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
単位:円

資産の部 一八二、七三一、六三四
負債及び正味財産の部 一二、八六四、四九六
正味財産の部 一六九、八六七、一三八
負債及び正味財産の部 一八二、七三一、六三四

令和八年七月九日

東京都港区新橋五丁目七番一七号

特定非営利活動法人日本ネットワークセ
キュリティ協会

理事 江崎 浩

第十九期決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
(単位:円)

資産の部 一七五、六一六、六五〇
負債及び正味財産の部 一〇、〇二八、〇九〇
正味財産の部 一六五、五八八、五六〇
負債及び正味財産の部 一七五、六一六、六五〇

令和八年七月九日

東京都北区豊島五丁目三番三五号

特定非営利活動法人尚道手をつなぐ会

代表理事 古山 恵治

第四十期決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
(単位:千円)

流動資産 七、七七二
流動負債 七、七七二
正味財産 七、七七二

株主資本 七、五六九
資本金 五〇、〇〇〇
利益剰余金 四四二、四三〇
その他利益剰余金 四四二、四三〇
(うち当期純損失) 二二四、二二四
合計 七、七七二

令和八年七月九日
東京都港区六本木一丁目六番一七号
第百信用保証株式会社
代表取締役 舛井 正俊

第五十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
(単位:千円)

流動資産 四〇七、七四一
固定資産 九八二、九八二
合計 一、三九〇、七二三

流動負債 二〇四、二四五
固定負債 一〇五、七四二
株主資本 九四六、〇一一

資本金 七〇、〇〇〇
資本剰余金 一五、〇〇〇
資本剰余金 一五、〇〇〇

利益剰余金 八六一、〇〇一
利益準備金 五、五九九
その他利益剰余金 八五五、四〇二

(うち当期純利益) 六九、九一六
評価・換算差額等 一三四、七二五
合計 一、三九〇、七二三

令和八年六月二十六日
福井市市之出三丁目九番三三

京福不動産株式会社
代表取締役 岩本 裕夫

第四期決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
(単位:円)

資産の部 一〇八、四七七、二五三
負債及び正味財産の部 二、七五三
正味財産の部 一〇八、四七四、五〇〇
負債及び正味財産の部 一〇八、四七七、二五三

令和八年七月九日
京都市中京区壬生御所ノ内町三三

公益財団法人東邦人財育成・社会貢献財団

代表理事 佐伯 希彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市常盤町二丁目三番地三、最後の住所北海道北見市美山町西四丁目一三番地一三 緑の丘式番館 被相続人 亡 滝澤 達二 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月九日

北海道北見市北二条西三丁目一番地 朝田 悠佑

ビル四階 相続財産清算人 川村 悠佑